

ふるさと美祢応援寄附金電子感謝券加盟店募集要項

1 目的

ふるさと納税制度を活用した電子感謝券（地域限定の電子ポイント）を導入し、寄附者に美祢市を訪れていただき、本市の魅力にふれる機会を創出するため、市内で体験型サービス、食事、宿泊など電子感謝券を利用できる事業者（以下「加盟店」という。）を募集します。

2 電子感謝券

電子感謝券とは、ふるさと納税寄附ポータルサイト「ふるさとチョイス」で返礼品として取り扱う地域限定の電子ポイントであり、本市が定めた加盟店での体験サービス、食事、宿泊などの支払いに利用できるものです。



【寄附申込みから支払いまでの流れ】

- ①寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」で、本市に寄附の申込み（返礼品に電子感謝券を選択）
- ②寄附者に対して、電子感謝券を発行（決済完了後すぐに付与）
- ③本市から寄附者に対し、寄附受領証明書等を送付
- ④寄附者が本市を訪れた際に、加盟店が寄附者に対してサービス等を提供
- ⑤寄附者が加盟店に対し、電子感謝券で対価を支払い
- ⑥本市が加盟店に対し、利用額を支払い

3 応募の要件

(1) 加盟店

加盟店は、原則として次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 市内に店舗を有する法人、団体又は個人事業者であること。
- イ 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）における暴力団の構成員等でないこと。
- ウ 対象商品等の要件に定める商品・サービスを扱う店舗であること。また、同一店舗内で対象外の商品を販売・提供している場合は、電子感謝券の利用の可否（対象か否か）を明確に区分・表示し、運用できる店舗であること。
- エ ポイントの利用状況の確認やポイントの取消処理に使用するタブレット端末、スマートフォン又はパソコン等を自前で手配できること。

(2) 対象商品等

加盟店が電子感謝券と引き換えに寄附者に提供できる商品は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 本市内で生産、製造、加工又は市内で提供可能なサービスであることなど、平成 31 年総務省告示第 179 号の地場産品基準を満たすものであること（地場産品基準の主な基準は次の表のとおり）。

地場産品基準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 美祢市の区域内において生産されたものであること。2 美祢市の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。3 美祢市の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。4 返礼品等を提供する美祢市の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。5 美祢市の広報の目的で生産された美祢市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から美祢市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。7 美祢市の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が美祢市に相当程度関連性のあるものであること。 |
|---|

- イ 次のいずれかに該当しない店舗であること。

- (ア) 店舗の商品構成が地場産品以外のものが過半数を占め、運用により地場産品のみを対象とすることが難しいと予想される店舗

- (イ) 全国共通のサービスを提供する店舗（全国展開するフランチャイズの飲食店、地域に関連性がないサービス）
 - (ロ) 処方箋薬局など税法が関係する商品を取り扱う店舗
- ウ 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること（あらかじめ期間や数量を限定して供給するものは可）。

4 募集期間

随時申込みの受け付けをします。

5 申込方法

次の書類を持参又はメールにて美祢市行政経営課まで提出してください。

- (1) ふるさと美祢応援寄附金電子感謝券加盟店申込書（様式1）
- (2) ウェブサイト掲載用の画像データ（できるだけ高画質のものを複数枚）
- (3) 事業者の概要（パンフレット等事業者の活動内容が分かるもの）

※(1)・(2)までは、データで提出すること。

6 加盟店の決定

加盟店希望者の活動状況等を総合的に判断して、加盟店を決定し、その結果を当該加盟店希望者へ連絡します。

7 個人情報の保護

加盟店は、個人情報の取扱いについて、美祢市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

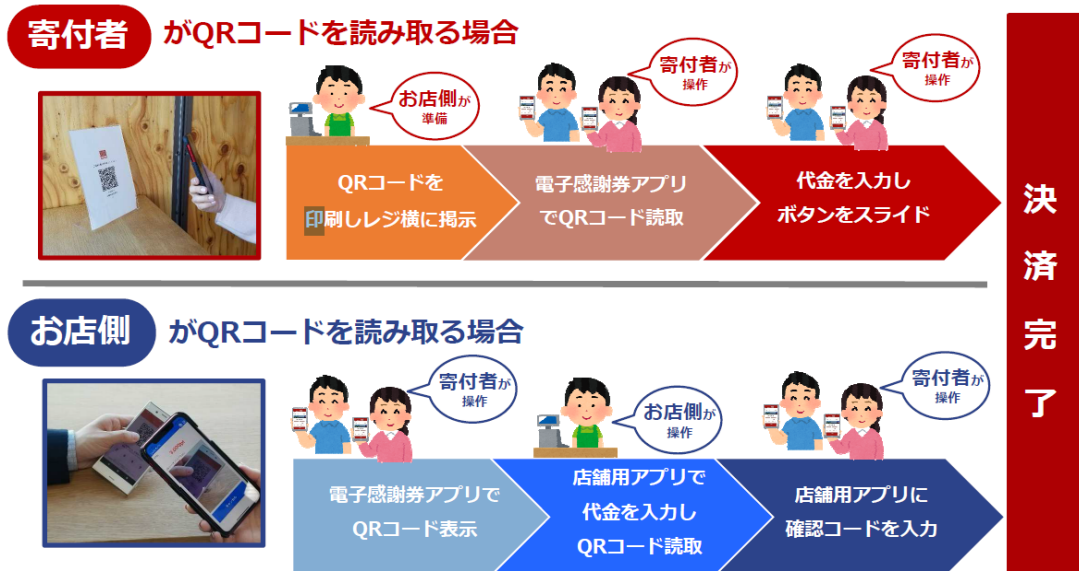
8 その他留意事項

- (1) 加盟店は、申込内容を変更する場合は、速やかに市へ報告するものとします。
- (2) 加盟店は、対象商品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整備するとともに、消費者に対して安全と信頼の確保に努めてください。
- (3) 加盟店は、対象商品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとします。また、対象商品による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。なお、同様のクレームが多発する場合は、加盟店の登録を取り消します。
- (4) 加盟店が営業を終了したときは、その登録を取り消します。
- (5) 法令に違反するなど加盟店として適切でない認められるときは、その登録を取り消します。
- (6) 市は、申込み内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には登録を取り消します。
- (7) 市は、加盟店が本要項に定める要件等を満たさなくなった場合や、ふるさと納税制度

の変更等により対象商品してふさわしくないと判断される場合には、登録を取り消します。

9 電子感謝券の利用方法

- (1) 寄附者が電子感謝券の利用を希望した場合、加盟店は次のいずれかの方法により決済を実施すること。



- (2) 電子感謝券のポイントが不足する場合は、現金又はその他の支払方法で決済を実施すること。

※お店側がQRコードを読み取る場合に必要なタブレット端末又はスマートフォンは、加盟店で手配し、その通信費用は加盟店の負担となる。

10 電子感謝券の精算

毎月月末締めとし、締日の翌月末日までに、加盟店が指定した振込先口座に、電子感謝券取引金額を支払う。振込手数料は、美祢市の負担とする。

12 申込み・問合せ先

〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326 番地 1

美祢市総務企画部行政経営課

TEL : 0837-52-5226 / FAX : 0837-53-1959

E-mail : gyouseikeiei@city.mine.lg.jp